令和６年度第２回　本庄市交通政策協議会　次第

日　時：令和６年８月９日（金）
　　午後１時３０分～
場　所：本庄市役所（６階）大会議室

１．開　　会

２．挨　　拶

３．報告事項

（１）運賃協議分科会の設置について　　資料１

（２）運賃改定（案）に関する意見募集について　　資料２

（３）本庄市オンデマンド型交通システム導入等業務受注候補者の選定結果について　　資料３

４．議　　事

（１）運行事業者の選定について　　資料４

５．閉　　会

令和6年度　本庄市交通政策協議会　委員名簿

（敬称略・順不同）

役　職	氏　　名	選　出　区　分 （本庄市交通政策協議会設置要綱第3条第2項）		備　　考
会長	佐々木　邦明（ササキ　クニアキ）	第１３号委員（学識経験を有する者）	早稲田大学　教授	
委員	齊藤　順一（サイトウ　ジュンイチ）	第１号委員（本庄市長又はその指名する者）	本庄市都市整備部長	
委員	田沼　健一（タヌマ　ケンイチ）	第２号委員（一般乗合旅客自動車運送事業者）	朝日自動車株式会社 運輸部長	
委員	石倉　実希雄（イシクラ　ミキオ）		十王自動車株式会社 代表取締役　社長	
委員	関根　肇（セキネ　ハジメ）	第２号委員（一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体）	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	
委員	内田　佳憲（ウチダ　ヨシノリ）	第３号委員（一般貸切旅客自動車運送事業者）	本庄観光株式会社 代表取締役	
委員	浅見　禄郎（アサミ　ロクロウ）		協同貨物自動車株式会社 代表取締役	
委員	神宮　つぐよ（ジングウ）	第４号委員（一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体）	本庄地区タクシー協議会 会長	
委員	藤田　貢（フジタ　ミツギ）		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会　事務局長	
委員	飯塚　光弘（イイツカ　ミツヒロ）	第５号委員（一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者）	朝日自動車労働組合 執行委員長	
委員	町田　純一（マチダ　ジュンイチ）	第６号委員（住民又は利用者の代表）	西今井自治会長	
委員	柳田　信（ヤナギタ　マコト）		本庄市老人クラブ連合会 副会長	
監査委員	田中　一成（タナカ　カズナリ）		本庄商工会議所　専務理事	
委員	宮部　孝夫（ミヤベ　タカオ）		児玉商工会　副会長	
委員	種村　朋文（タネムラ　トモフミ）		本庄市身体障害者福祉会 会長	
委員	荻原　正幸（オギワラ　マサユキ）	第７号委員（本庄警察署長又はその指名する者）	本庄警察署交通課　課長	
委員	坂本　悠人（サカモト　ユウト）	第８号委員（児玉警察署長又はその指名する者）	児玉警察署交通課　課長	
委員	村上　晶彦（ムラカミ　アキヒコ）	第９号委員（国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者）	埼玉県企画財政部交通政策課 主幹	
委員	高木　純子（タカギ　ジュンコ）	第１０号委員（関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者）	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局　首席運輸企画専門官	
委員	原田　英之（ハラダ　ヒデユキ）	第１１号委員（国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者）	国土交通省関東地方整備局建政部　都市調整官	
委員	中洲　啓太（ナカス　ケイタ）	第１２号委員（道路管理者（国道））	国土交通省大宮国道事務所 所長	
委員	栗原　龍一（クリハラ　リュウイチ）	第１２号委員（道路管理者（県道））	埼玉県本庄県土整備事務所 道路部長	
監査委員	林　富司（ハヤシ　トミジ）	第１３号委員（その他協議会が必要と認める者）	本庄市議会　議員	

資料１

○本庄市交通政策協議会設置要綱

平成２４年１月２０日

告示第１７号の２

（設置）

第１条　市内の交通の実態について調査及び研究を行い、本市の交通政策のあり方を協議することにより、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与するため、本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第４条第２項に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項に規定する協議会を兼ねるものとする。

（業務）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（１）　総合的な交通政策の検討及び推進に必要と認められる事項に関すること。

（２）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日国総計第９７号、国鉄財第３６８号、国鉄業第１０２号、国自旅第２４０号、国海内第１４９号及び国空環第１０３号）第２条第１項第１号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。

（３）　生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施の調整に関すること。

（４）　地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等の検討に関すること。

（５）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第５条第１項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関する協議に関すること。

（６）　地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。

（７）　地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

（８）　前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（委員）

第３条　協議会は、委員２４人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　市長又はその指名する者

（２）　一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者

（３）　一般貸切旅客自動車運送事業者

（４）　一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者

（５）　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

（６）　住民又は利用者の代表

（７）　本庄警察署長又はその指名する者

（８）　児玉警察署長又はその指名する者

（９）　国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者

（１０）　国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

（１１）　国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者

（１２）　道路管理者

（１３）　学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役職）

第５条　協議会に会長を置き、第３条第２項第１３号に規定する者のうち、学識経験を有するものをもって充てる。

２　会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

５　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

（運賃協議分科会）

第７条　協議会に道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条第４項に規定する協議組織として運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置く。

２　分科会は、第２条第１項第４号に規定する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項について協議を行う。

３　分科会の構成員は、次に掲げる者とする。

（１）　第３条第２項第１号の者

（２）　当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

（３）　第３条第２項第１０号の者

（４）　第３条第２項第６号の者のうち、市長が指名する者

４　分科会に分科会長を置き、前項第１号に掲げる者をもって充てる。

５　分科会長は、分科会の会務を総理し、分科会を代表する。

６　分科会の会議においては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

（協議結果の尊重義務）

~~第７条~~第８条　会議及び分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

~~第８条~~第９条　協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

~~第９条~~第１０条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

~~第１０条~~第１１条　協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てる。

（監査）

~~第１１条~~第１２条　協議会に監査委員を２人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

２　監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

~~第１２条~~第１３条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

~~第１３条~~第１４条　協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（その他）

~~第１４条~~第１５条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成２８年５月３１日告示第２００号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和４年３月２５日告示第１００号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日告示第１４０号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条及び第２条の改正規定は、公示の日から施行する。

令和6年度　本庄市交通政策協議会　運賃協議分科会　構成員名簿

（敬称略・順不同）

役　職	氏　　名	選　出　区　分 （本庄市交通政策協議会設置要綱第7条第3項）		備　　考
分科会長	齊藤（サイトウ）　順一（ジュンイチ）	第１号委員（第３条第２項第１号の者　本庄市長又はその指名する者）	本庄市都市整備部長	
構成員	田沼（タヌマ）　健一（ケンイチ）	第２号委員（当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者）	朝日自動車株式会社 運輸部長	
構成員	内田（ウチダ）　佳憲（ヨシノリ）		本庄観光株式会社 代表取締役	
構成員	高木（タカギ）　純子（ジュンコ）	第３号委員（第３条第２項第１０号の者　関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者）	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局　首席運輸企画専門官	
構成員	町田（マチダ）　純一（ジュンイチ）	第４号委員（第３条第２項第６号の者のうち、本庄市長が指名する者　住民又は利用者の代表）	西今井自治会長	
構成員	柳田（ヤナギタ）　信（マコト）		本庄市老人クラブ連合会 副会長	
構成員	田中（タナカ）　一成（カズナリ）		本庄商工会議所　専務理事	
構成員	宮部（ミヤベ）　孝夫（タカオ）		児玉商工会　副会長	
構成員	種村（タネムラ）　朋文（トモフミ）		本庄市身体障害者福祉会 会長	

資料２

運賃改定(案)に関する意見募集について

令和７年３月１日から、本庄市オンデマンド型交通システムを導入し、はにぽん号・もといずみ号の運行エリアを従来の「本庄北」、「本庄南」、「児玉市街地」、「児玉山間」という４つの地域から、「本庄地域」及び「児玉地域」の２つの地域へ変更して運行するにあたり、以下の点について、今後、本庄市交通政策協議会に設置した「運賃協議分科会」において協議を行う予定です。

【運賃協議分科会での協議の内容（予定）】
・現行料金の見直しについて
・乗継割引の見直しについて

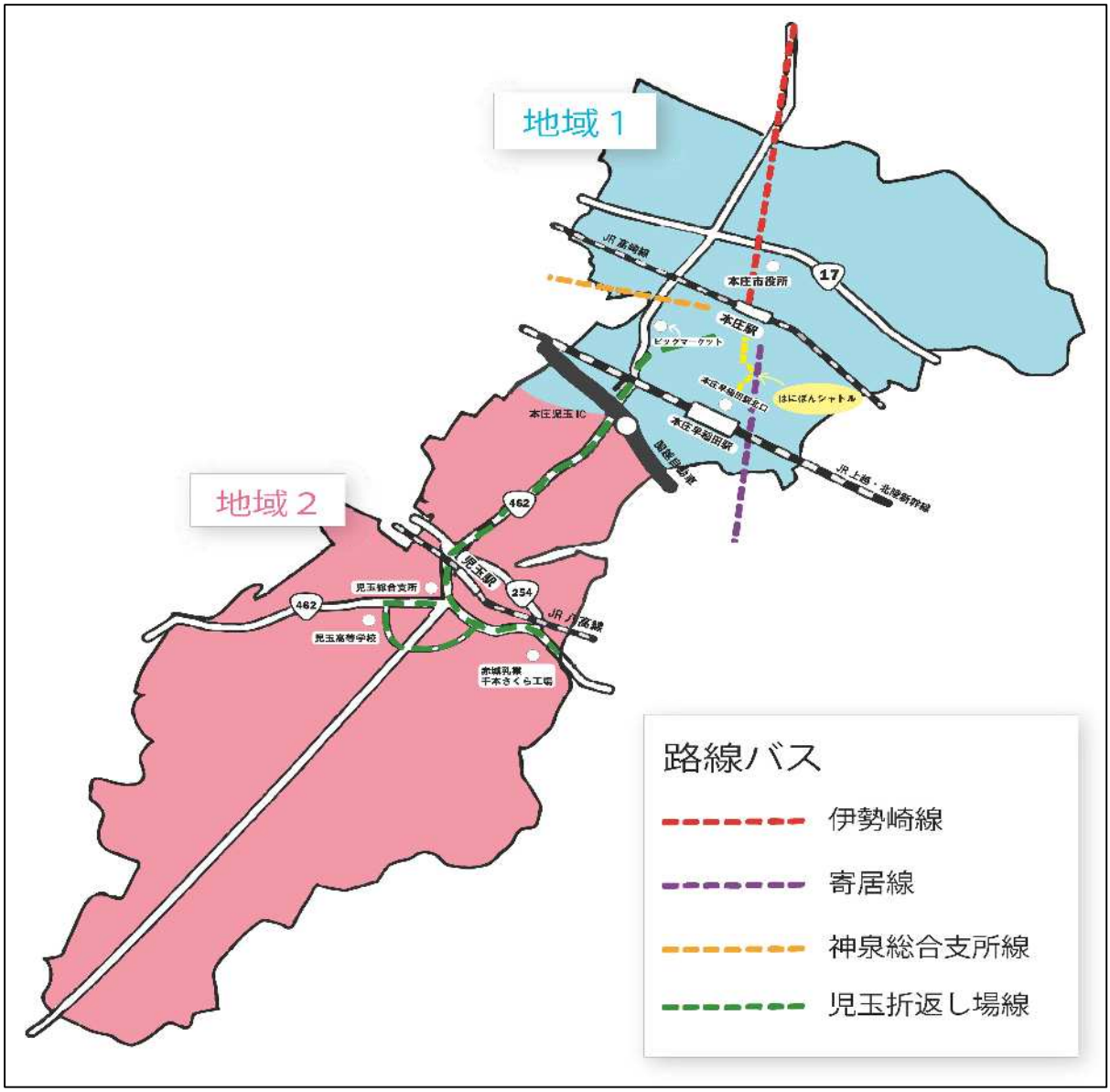

資料３

本庄市オンデマンド型交通システム導入等業務受注候補者の選定結果について

「本庄市オンデマンド型交通システム導入等業務委託」について、公募型プロポーザルにより事業者を選定しました。

本業務については、４事業者から提案をいただき、選定委員会が、評価基準に基づき総合的に評価し、以下のように受注候補者を決定しました。

○本庄市オンデマンド型交通システム導入等業務委託

応募事業者：４事業者

受注候補者：MONET Technologies 株式会社

○受注候補者の会社概要

別紙のとおり

運行事業者の選定について

資料４

※「令和6年度第1回本庄市交通政策協議会」資料より一部抜粋・加筆

「今後のスケジュール」及び「運行にあたって協議・合意が必要な事項」

１　今後のスケジュール

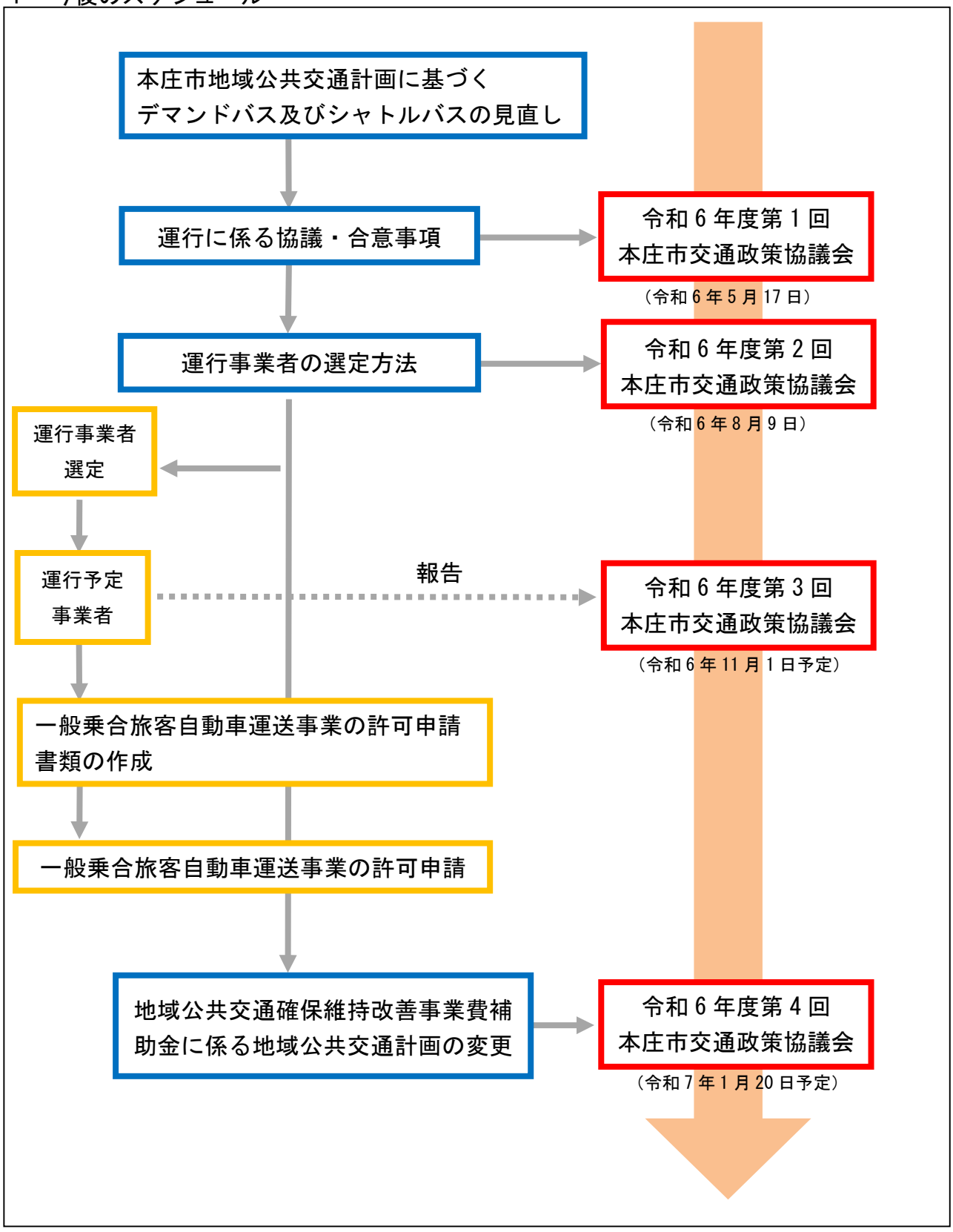

（２）【デマンドバス】運行エリア（営業区域）

デマンドバス運行エリア（営業区域）…本庄市域

デマンドバス運用地域

本庄地域	地域１を「本庄地域」とする。
児玉地域	地域２を「児玉地域」とする。 地域２並びに地域２に近接する「ビッグマーケット」及び「本庄早稲田駅北口」に設置する乗降ポイント間を運行する。

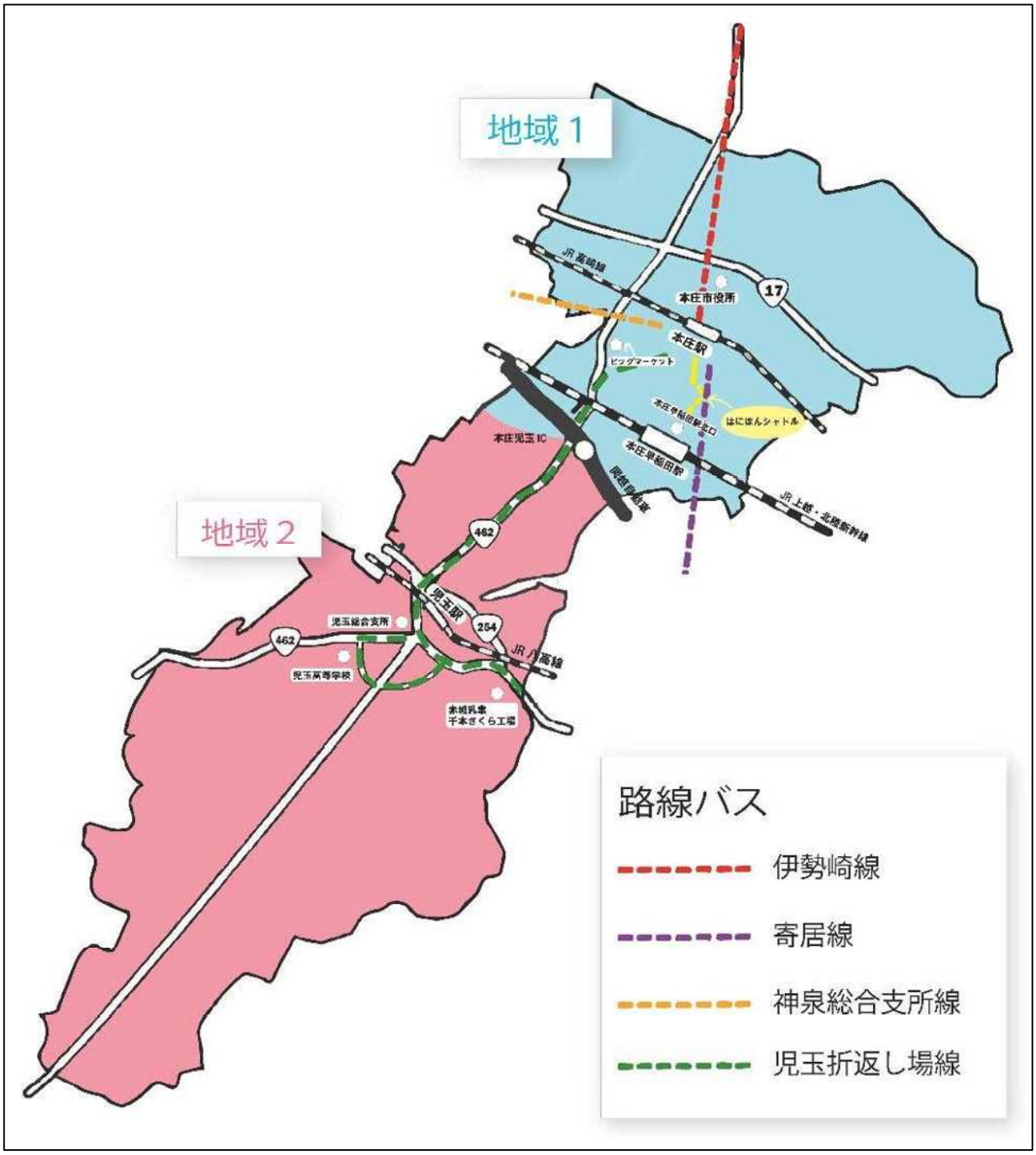

導入予定車両（乗車定員１１人未満の車両）

本庄市全域を２つの地区に分割し、車両は１地区２台の割合で配置し、４台とも１１人未満車両（ワゴン車両 車いす仕様車）で運行する。

シャトルバスは、路線定期運行を行うことから「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の対象となり、必要な装備を有することが求められる。

デマンドバスは、サービスの統一性を図ることから同様の１１人未満車両を導入する。

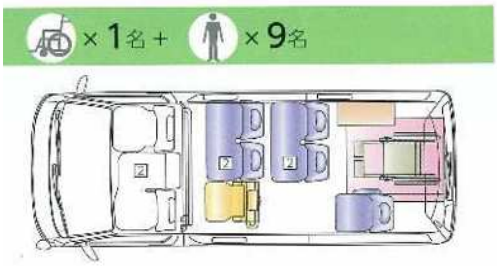

（３）【デマンドバス】運行日・運行時間

運行エリア	運行日	運行時間	運行台数
①本庄地域	月曜日から土曜日まで （ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び 12 月 29 日から１月３日までは除く。）	午前８時から 午後６時まで ※最終降車時間 午後６時	各１台 ※ドライバーの休憩時間中は、各エリア１台運行
②本庄地域	月曜日から土曜日まで （ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び 12 月 29 日から１月３日までは除く。） ※日曜日の運行について期間を定め実証実験を行うこと。	午前８時から 午後５時まで ※最終降車時間 午後５時	
③児玉地域	月曜日から土曜日まで （ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び 12 月 29 日から１月３日までは除く。）	午前８時から 午後６時まで ※最終降車時間 午後６時	
④児玉地域	月曜日から土曜日まで （ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び 12 月 29 日から１月３日までは除く。） ※日曜日の運行について期間を定め実証実験を行うこと。	午前８時から 午後５時まで ※最終降車時間 午後５時	

（４）【シャトルバス】運行日・運行時間

運行エリア	運行日	運行時間	運行台数
本庄駅南口～ 本庄早稲田駅北口	毎日	午前９時から 午後７時まで	１台

（５）【デマンドバス】乗降地点

〇乗降地点には、標識を設置する。

〇標識には、予約を受け付ける電話番号と乗降地点ポイント名を明記する。

〇乗降地点から半径２００ｍをサービス範囲とする。

〇車両が安全に停車できるところとする。

（車両の転回が必要なところでは、安全に転回できるスペースが確保されているところとする。）

※ 地域の実情に応じて設置する。

①現行のデマンドバスの乗降地点（停留所）

本庄地域　２４９箇所

児玉地域　１６０箇所

合計　　４０９箇所（令和６年４月現在）

②路線バスへ接続できる場所

③商業施設、医療施設

近接するものは統合も考えるが、利用者の利便性を重視し、できるだけ多くの場所に設置する。

④自治会での設置

※①の停留所を乗降地点にすることを基本とするが、②～④で設置する乗降地点との距離を踏まえ、設置場所の変更も考える。

現行と変更後の契約形態について

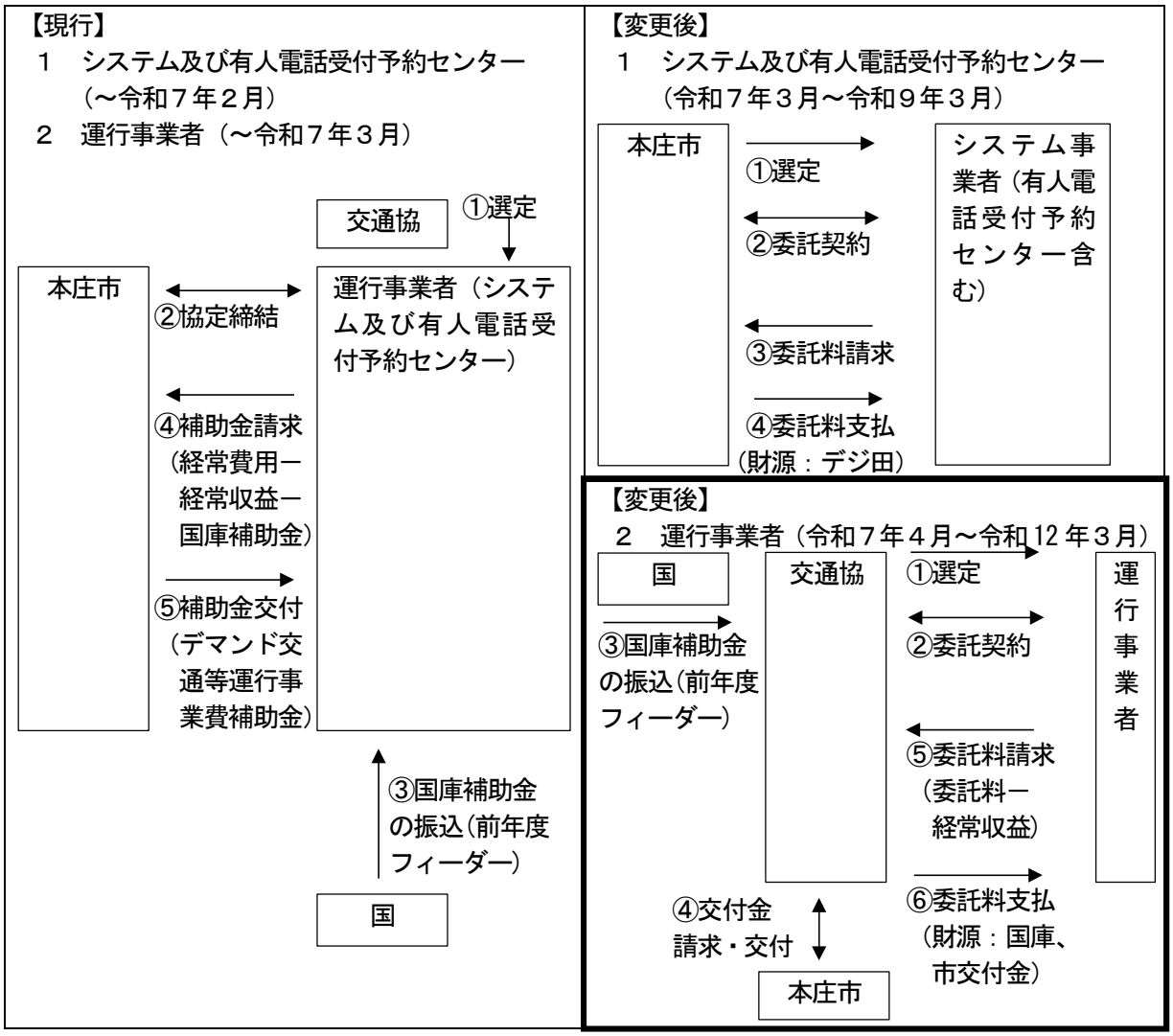

本庄市デマンドバス運行業務委託（①本庄地域延長運行型）仕様書

本仕様書は、本庄市デマンドバス運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1　事業名

本庄市デマンドバス運行業務委託（本庄地域延長運行型）

2　目 的

高齢化の進展に伴い、日常生活を維持していく上で公共交通の重要性が高まっている本庄地域において、駅や主要施設への移動など地域内における移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図るため、利用者の予約に応じ定められた乗降ポイント間を乗り合い移動するデマンドバスを運行することを目的とする。

3　業務期間

契約締結の日から令和１２年３月３１日まで。デマンドバスの運行期間は、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで。

4　委託料の支払

委託料の支払は、契約額を運行年度数で割った年度毎の概算運行経費を算出し、運賃収入等を差し引き、当該概算運行経費を毎年度末に委託料として支払うものとする。

5　運行形態

道路運送法第４条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、路線を定めずに運行する自動車により、運行区域内に設置された乗降ポイント（以下停留所という）間の乗合旅客の運送（区域運行）とする。

6　運行区域

本庄市の本庄市児玉町を除く区域

7　運行台数　１台

8　業務内容

（１）デマンドバス運行準備業務

令和７年４月１日からの運行に向け、デマンドバス運行システムの利用に関する研修等を受講するものとする。

（２）運行手続

運行事業者は、国土交通省関東運輸局等への申請・許認可に関する業務、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る認定・申請に関する業務、運賃を決定するための業務をはじめ、運行を開始するための必要な手続について、運行開始までに遅延無く確実に実施・協力するものとする。なお、運行開始後に必要な手続についても同様とする。

（３）運行方法

事前予約制とし、予約状況に応じて AI が最適な運行ルートを決定する乗合方式で、本庄市が用意するタブレット端末に示される運行ルートに従って、運行区域内に約２５０箇所ある停留所から停留所間の乗合旅客運送を行う。

（４）運行日及び運行時間

① 月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び 12 月 29 日から１月３日は除く。）とする。

② 気象状況等により安全な運行が確保できないと見込まれるときは、運行事業者の判断により運休とすることができる。この場合、運行事業者は、遅滞なく本庄市交通政策協議会事務局及びデマンドバス予約受付センターに報告する。

③ 午前８時（乗車時間）から午後６時（最終降車時間）とする。また、１時間の休憩時間（昼食休憩）を設ける。取得時間については、同区域を運行する車両と協議し決定する。

（５）運行車両

① 運行に使用する車両（以下「常用車両」という。）は、乗車定員１０名のワゴン車両（トヨタハイエース、日産キャラバン、その他これらに類する車両）とし車椅子１台が乗車できるものとする。

② 運行事業者は、車両を取得又は車両リース会社とリース契約を締結し、車両を取得することで、常用車両を使用する。

③ 運行事業者は、常用車両が事故等で使用できない時に運行する車両（以下「予備車両」という。）を用意する。

④ 予備車両は、運行事業者に使用する権利がある乗車定員１１人未満の車両とする。

⑤ 運行事業者は、常用車両に本庄市交通政策協議会が指定したラッピングデザインを行う。また、予備車両については、運行に際しマグネットシート等を用意し、デマンド車両であることが分かるようにする。

⑥ 常用車両及び予備車両は、有償運行を実施するため営業車両とし、一般乗合旅客自動車運送事業で利用できるものとする。

⑦ 業務遂行に必要な各種法令に適合しているものとする。

⑧ 予備車両を含め必要となる運輸支局等への許可申請を行うものとする。

⑨ 常用車両及び予備車両は、下記の補償内容以上の保険に加入するものとする。

対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害	3,000 万円以上

⑩　運行事業者は、常用車両及び予備車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応する。

（６）利用者

①　利用者は、原則としてデマンドバス予約受付センター又は Web 等で利用の予約をしている方で、原則、一人で乗り降り可能な方（介助者が同乗する場合はこの限りでない。）、車椅子で乗降できる方とする。なお、車椅子で利用される場合、車椅子の固定は運転手が行い、予備車両で運行する場合、車椅子の積載は運転手が行うものとする。

②　次に該当する場合は、原則として利用できないものとし、利用を拒否できるものとする。

ア　ペットを同乗させる場合

イ　他の利用者に危害が及ぶおそれがあると判断できる場合

ウ　その他適正な運行を妨げるおそれがあると判断できる場合

（７）乗継券

①　運行事業者は、本庄市交通政策協議会設置要綱（本庄市告示第２２７号）第７条に規定する運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）が別途定める当日１回の乗り継ぎに限り有効な乗継券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、他のデマンドバスの運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し決定する。

②　運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める利用者に対して、乗継券を交付する。

③　運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める利用者の乗り継ぎ時（運賃支払時）に乗継券の回収を行う。

④　運行事業者は、利用者が他のデマンドバス等で交付された乗継券等を提示した際には、回収した乗継券を後払いの金券として扱い、記載事項を確認の上、不備がなければ受領し、運賃協議分科会が別途定める割引等を運賃に反映させる。

⑤　運行事業者は、回収した乗継券を集計し、当該年度の４月分から９月分までについては１０月１５日までに、１０月分から３月分までについては翌年度の４月１５日（１５日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市交通政策協議会に対し乗継券に係る割引額の支払請求を行う。

⑥　乗継券に係る割引額の支払は、請求後速やかに、本庄市交通政策協議会が事業者の指定する金融機関に振り込む。

（８）回数乗車券

① 運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める回数乗車券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、他のデマンドバス等の運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し、決定する。

② 運行事業者は、回数乗車券を販売する。なお、販売方法等詳細な事項は、他のデマンドバス等の運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し、決定する。

（９）運賃（利用料金）

① 運賃の支払方法は、現金及びキャッシュレス決済に対応すること。

② 運賃は、運賃協議分科会が別途定める。なお、運賃の支払は、現金及び回数乗車券、交通系 IC カード等のキャッシュレス決済方式とし、運転手が利用者から直接受け取る、又はキャッシュレス手続を行う。

③ 電子決済に必要な端末は本庄市が運行事業者に貸与するが、決済処理事業者との契約は運行事業者が行う。

④ 受け取った運賃は、全額、運行事業者の収入とする。

⑤ 運行事業者は、運賃等の収受に対し、釣銭の準備をする。

⑥ キャッシュレス決済に必要な手数料等は、運行事業者が経費として処理し、委託料の支払の際に精算する。

(10) 実施報告に関すること

① 運行事業者は、指定した書式を用いて運行日報を作成し、月毎にその写しをまとめ、翌月１５日（１５日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市交通政策協議会事務局に提出する。さらに、月毎の利用者数、運賃収入、乗継券、走行距離等の運行に関する報告書も作成し、同様に翌月１５日までに、本庄市交通政策協議会事務局に提出する。

② 運行事業者は、本庄市交通政策協議会事務局から事業に関する資料等の提供の要求があった場合は、速やかに提出する。

(11) 事業責任者の選任に関すること

① 運行事業者は、事業の責任者として、事業責任者を配置する。

② 事業責任者は、本庄市交通政策協議会事務局との連絡調整を行い、事業を円滑に実施できるよう対応する。

(12) 地域特性の把握

運行事業者は、より安全・円滑に事業を実施できるように、運行区域の道路状況や地理的特性を把握する。

(13) 運行事業の推進に関すること

運行事業者は、事業の趣旨を理解し、本事業を積極的に推進する。

(14) アンケート等への協力

運行事業者は、本庄市又は本庄市交通政策協議会で利用実態等を調査するため、車内においてアンケート等を実施する際には、アンケート用紙の配布、

回収等を行う。

(15) 打合せ協議

運行事業者は、本庄市交通政策協議会事務局及び本庄市オンデマンド型交通システム受注事業者の三者で定期的な打合せ協議を行う。

9　一般的注意事項

（1）公共交通の意識

運行事業者は、事業を実施するに当たり、公共交通の一つを担うという意識を持ち、利用者の立場にたった対応を心がける。

（2）関係法令の遵守

運行事業者は、事業を実施するに当たり、道路運送法・道路運送法施行令・道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守する。

（3）信義誠実の義務

運行事業者は、信義を重んじて誠実に事業の実施に取り組む。

（4）個人情報の保護等

運行事業者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

（5）貸与物品の取扱い

運行事業者は、本庄市及び本庄市交通政策協議会から借用して使用する物品等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、き損・滅失等をした場合、その原因が運行事業者の故意又は過失によるときは、その修理等に係る費用は運行事業者が負担する。

（6）事業従事者への指導教育

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、デマンドバスの運行に支障を来たさないよう万全を期する。

（7）事故の防止

運行事業者は、事業を実施するに当たり、安全管理を徹底するとともに事故を未然に防止するよう最大限努める。

（8）事故等の報告

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事故、車両故障等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに書面等をもって本庄市交通政策協議会事務局に報告する。

（9）賠償責任

運行事業者は、事業の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、一切の責任を負う。ただし、運行事業者の責によらないものは、この限りではない。

(10) 苦情等への対応

運行事業者は、デマンドバス利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに苦情の処理について苦情等処理報告書を作成し、速やかに本庄市交通政策協議会事務局へ提出する。

10　数値目標の達成に向けた取組

（１）利用者数

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の利用者数に年間の伸び率１％を乗じた値を目標値として設定し、数値目標の達成に努めるものとする。

（２）満足度

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の満足度で「やや不満・不満」と回答した者の割合が、「満足・やや満足」へ転換するよう努めるものとする。

（３）収支率

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の収支率が現状値以上となるよう、努めるものとする。

11　その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本庄市交通政策協議会と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。

本庄市デマンドバス運行業務委託（②本庄地域標準運行型）仕様書

本仕様書は、本庄市デマンドバス運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1　事業名

本庄市デマンドバス運行業務委託（本庄地域標準運行型）

2　目 的

高齢化の進展に伴い、日常生活を維持していく上で公共交通の重要性が高まっている本庄地域において、駅や主要施設への移動など地域内における移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図るため、利用者の予約に応じ定められた乗降ポイント間を乗り合い移動するデマンドバスを運行することを目的とする。

3　業務期間

契約締結の日から令和１２年３月３１日まで。デマンドバスの運行期間は、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで。

4　委託料の支払

委託料の支払は、契約額を運行年度数で割った年度毎の概算運行経費を算出し、運賃収入等を差し引き、当該概算運行経費を毎年度末に委託料として支払うものとする。

5　運行形態

道路運送法第４条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、路線を定めずに運行する自動車により、運行区域内に設置された乗降ポイント（以下停留所という）間の乗合旅客の運送（区域運行）とする。

6　運行区域

本庄市の本庄市児玉町を除く区域

7　運行台数　１台

8　業務内容

（１）デマンドバス運行準備業務

令和７年４月１日からの運行に向け、デマンドバス運行システムの利用に関する研修等を受講するものとする。

（２）運行手続

運行事業者は、国土交通省関東運輸局等への申請・許認可に関する業務、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る認定・申請に関する業務、運賃を決定するための業務をはじめ、運行を開始するための必要な手続について、運行開始までに遅延無く確実に実施・協力するものとする。なお、運行開始後に必要な手続についても同様とする。

（３）運行方法

事前予約制とし、予約状況に応じて AI が最適な運行ルートを決定する乗合方式で、本庄市が用意するタブレット端末に示される運行ルートに従って、運行区域内に約２５０箇所ある停留所から停留所間の乗合旅客運送を行う。

（４）運行日及び運行時間

① 月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び 12 月 29 日から１月３日は除く。）とする。

② 気象状況等により安全な運行が確保できないと見込まれるときは、運行事業者の判断により運休とすることができる。この場合、運行事業者は、遅滞なく本庄市交通政策協議会事務局及びデマンドバス予約受付センターに報告する。

③ 午前８時（乗車時間）から午後５時（最終降車時間）とする。また、１時間の休憩時間（昼食休憩）を設ける。取得時間については、同区域を運行する車両と協議し決定する。

（５）運行車両

① 運行に使用する車両（以下「常用車両」という。）は、乗車定員１０名のワゴン車両（トヨタハイエース、日産キャラバン、その他これらに類する車両）とし車椅子１台が乗車できるものとする。

② 運行事業者は、車両を取得又は車両リース会社とリース契約を締結し、車両を取得することで、常用車両を使用する。

③ 運行事業者は、常用車両が事故等で使用できない時に運行する車両（以下「予備車両」という。）を用意する。

④ 予備車両は、運行事業者に使用する権利がある乗車定員１１人未満の車両とする。

⑤ 運行事業者は、常用車両に本庄市交通政策協議会が指定したラッピングデザインを行う。また、予備車両については、運行に際しマグネットシート等を用意し、デマンド車両であることが分かるようにする。

⑥ 常用車両及び予備車両は、有償運行を実施するため営業車両とし、一般乗合旅客自動車運送事業で利用できるものとする。

⑦ 業務遂行に必要な各種法令に適合しているものとする。

⑧ 予備車両を含め必要となる運輸支局等への許可申請を行うものとする。

⑨ 常用車両及び予備車両は、下記の補償内容以上の保険に加入するものとする。

対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害	3,000 万円以上

⑩　運行事業者は、常用車両及び予備車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応する。

（６）利用者

①　利用者は、原則としてデマンドバス予約受付センター又は Web 等で利用の予約をしている方で、原則、一人で乗り降り可能な方（介助者が同乗する場合はこの限りでない。）、車椅子で乗降できる方とする。なお、車椅子で利用される場合、車椅子の固定は運転手が行い、予備車両で運行する場合、車椅子の積載は運転手が行うものとする。

②　次に該当する場合は、原則として利用できないものとし、利用を拒否できるものとする。

ア　ペットを同乗させる場合

イ　他の利用者に危害が及ぶおそれがあると判断できる場合

ウ　その他適正な運行を妨げるおそれがあると判断できる場合

（７）乗継券

①　運行事業者は、本庄市交通政策協議会設置要綱（本庄市告示第２２７号）第７条に規定する運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）が別途定める当日１回の乗り継ぎに限り有効な乗継券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、他のデマンドバスの運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し決定する。

②　運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める利用者に対して、乗継券を交付する。

③　運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める利用者の乗り継ぎ時（運賃支払時）に乗継券の回収を行う。

④　運行事業者は、利用者が他のデマンドバス等で交付された乗継券等を提示した際には、回収した乗継券を後払いの金券として扱い、記載事項を確認の上、不備がなければ受領し、運賃協議分科会が別途定める割引等を運賃に反映させる。

⑤　運行事業者は、回収した乗継券を集計し、当該年度の４月分から９月分までについては１０月１５日までに、１０月分から３月分までについては翌年度の４月１５日（１５日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市交通政策協議会に対し乗継券に係る割引額の支払請求を行う。

⑥　乗継券に係る割引額の支払は、請求後速やかに、本庄市交通政策協議会が事業者の指定する金融機関に振り込む。

（８）回数乗車券

① 運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める回数乗車券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、他のデマンドバス等の運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し、決定する。

② 運行事業者は、回数乗車券を販売する。なお、販売方法等詳細な事項は、他のデマンドバス等の運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し、決定する。

（９）運賃（利用料金）

① 運賃の支払い方法は、現金及びキャッシュレス決済に対応すること。

② 運賃は、運賃協議分科会が別途定める。なお、運賃の支払いは、現金及び回数乗車券、交通系 IC カード等のキャッシュレス決済方式とし、運転手が利用者から直接受け取る、又はキャッシュレス手続を行う。

③ 電子決済に必要な端末は本庄市が運行事業者に貸与するが、決済処理事業者との契約は運行事業者が行う。

④ 受け取った運賃は、全額、運行事業者の収入とする。

⑤ 運行事業者は、運賃等の収受に対し、釣銭の準備をする。

⑥ キャッシュレス決済に必要な手数料等は、運行事業者が経費として処理し、委託料の支払の際に精算する。

(10) 実施報告に関すること

① 運行事業者は、指定した書式を用いて運行日報を作成し、月毎にその写しをまとめ、翌月１５日（１５日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市交通政策協議会事務局に提出する。さらに、月毎の利用者数、運賃収入、乗継券、走行距離等の運行に関する報告書も作成し、同様に翌月１５日までに、本庄市交通政策協議会事務局に提出する。

② 運行事業者は、本庄市交通政策協議会事務局から事業に関する資料等の提供の要求があった場合は、速やかに提出する。

(11) 事業責任者の選任に関すること

① 運行事業者は、事業の責任者として、事業責任者を配置する。

② 事業責任者は、本庄市交通政策協議会事務局との連絡調整を行い、事業を円滑に実施できるよう対応する。

(12) 地域特性の把握

運行事業者は、より安全・円滑に事業を実施できるように、運行区域の道路状況や地理的特性を把握する。

(13) 運行事業の推進に関すること

運行事業者は、事業の趣旨を理解し、本事業を積極的に推進する。

(14) アンケート等への協力

運行事業者は、本庄市又は本庄市交通政策協議会で利用実態等を調査するため、車内においてアンケート等を実施する際には、アンケート用紙の配布、

回収等を行う。

(15) 打合せ協議

運行事業者は、本庄市交通政策協議会事務局及び本庄市オンデマンド型交通システム受注事業者の三者で定期的な打合せ協議を行う。

9　実証実験への協力

運行事業者は、日曜日の運行への利用者ニーズ把握のための運行実証実験について協力するものとし、運行に必要な手続等についても実施・協力する。運行日については、令和７年度、令和８年度に各８日とし日程については、本庄市交通政策協議会と運行事業者で別途協議する。

10　一般的注意事項

（１）公共交通の意識

運行事業者は、事業を実施するに当たり、公共交通の一つを担うという意識を持ち、利用者の立場にたった対応を心がける。

（２）関係法令の遵守

運行事業者は、事業を実施するに当たり、道路運送法・道路運送法施行令・道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守する。

（３）信義誠実の義務

運行事業者は、信義を重んじて誠実に事業の実施に取り組む。

（４）個人情報の保護等

運行事業者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

（５）貸与物品の取扱い

運行事業者は、本庄市及び本庄市交通政策協議会から借用して使用する物品等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、き損・滅失等をした場合、その原因が運行事業者の故意又は過失によるときは、その修理等に係る費用は運行事業者が負担する。

（６）事業従事者への指導教育

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、デマンドバスの運行に支障を来たさないよう万全を期する。

（７）事故の防止

運行事業者は、事業を実施するに当たり、安全管理を徹底するとともに事故を未然に防止するよう最大限努める。

（８）事故等の報告

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事故、車両故障等が発生した場合

は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに書面等をもって本庄市交通政策協議会事務局に報告する。

（９）賠償責任

運行事業者は、事業の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、一切の責任を負う。ただし、運行事業者の責によらないものは、この限りではない。

(10) 苦情等への対応

運行事業者は、デマンドバス利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに苦情の処理について苦情等処理報告書を作成し、速やかに本庄市交通政策協議会事務局へ提出する。

11　数値目標の達成に向けた取組

（１）利用者数

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の利用者数に年間の伸び率１％を乗じた値を目標値として設定し、数値目標の達成に努めるものとする。

（２）満足度

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の満足度で「やや不満・不満」と回答した者の割合が、「満足・やや満足」へ転換するよう努めるものとする。

（３）収支率

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の収支率が現状値以上となるよう、努めるものとする。

12　その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本庄市交通政策協議会と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。

本庄市デマンドバス運行業務委託（③児玉地域延長運行型）仕様書

本仕様書は、本庄市デマンドバス運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1　事業名

本庄市デマンドバス運行業務委託（児玉地域延長運行型）

2　目 的

高齢化の進展に伴い、日常生活を維持していく上で公共交通の重要性が高まっている本庄地域において、駅や主要施設への移動など地域内における移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図るため、利用者の予約に応じ定められた乗降ポイント間を乗り合い移動するデマンドバスを運行することを目的とする。

3　業務期間

契約締結の日から令和１２年３月３１日まで。デマンドバスの運行期間は、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで。

4　委託料の支払

委託料の支払は、契約額を運行年度数で割った年度毎の概算運行経費を算出し、運賃収入等を差し引き、当該概算運行経費を毎年度末に委託料として支払うものとする。

5　運行形態

道路運送法第４条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、路線を定めずに運行する自動車により、運行区域内に設置された乗降ポイント（以下停留所という）間の乗合旅客の運送（区域運行）とする。

6　運行区域

本庄市児玉町（旧本庄市を除く地域）及び「ビッグマーケット」、「本庄早稲田駅北口」に設置する乗降ポイント間。

7　運行台数　１台

8　業務内容

（1）デマンドバス運行準備業務

令和７年４月１日からの運行に向け、デマンドバス運行システムの利用に関する研修等を受講するものとする。

（２）運行手続

運行事業者は、国土交通省関東運輸局等への申請・許認可に関する業務、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る認定・申請に関する業務、運賃を決定するための業務をはじめ、運行を開始するための必要な手続について、運行開始までに遅延無く確実に実施・協力するものとする。なお、運行開始後に必要な手続についても同様とする。

（３）運行方法

事前予約制とし、予約状況に応じて AI が最適な運行ルートを決定する乗合方式で、本庄市が用意するタブレット端末に示される運行ルートに従って、運行区域内に約１６０箇所ある停留所から停留所間の乗合旅客運送を行う。

（４）運行日及び運行時間

① 月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び 12 月 29 日から１月３日は除く。）とする。

② 気象状況等により安全な運行が確保できないと見込まれるときは、運行事業者の判断により運休とすることができる。この場合、運行事業者は、遅滞なく本庄市交通政策協議会事務局及びデマンドバス予約受付センターに報告する。

③ 午前８時（乗車時間）から午後６時（最終降車時間）とする。また、１時間の休憩時間（昼食休憩）を設ける。取得時間については、同区域を運行する車両と協議し決定する。

（５）運行車両

① 運行に使用する車両（以下「常用車両」という。）は、乗車定員１０名のワゴン車両（トヨタハイエース、日産キャラバン、その他これらに類する車両）とし車椅子１台が乗車できるものとする。

② 運行事業者は、車両を取得又は車両リース会社とリース契約を締結し、車両を取得することで、常用車両を使用する。

③ 運行事業者は、常用車両が事故等で使用できない時に運行する車両（以下「予備車両」という。）を用意する。

④ 予備車両は、運行事業者に使用する権利がある乗車定員１１人未満の車両とする。

⑤ 運行事業者は、常用車両に本庄市交通政策協議会が指定したラッピングデザインを行う。また、予備車両については、運行に際しマグネットシート等を用意し、デマンド車両であることが分かるようにする。

⑥ 常用車両及び予備車両は、有償運行を実施するため営業車両とし、一般乗合旅客自動車運送事業で利用できるものとする。

⑦ 業務遂行に必要な各種法令に適合しているものとする。

⑧ 予備車両を含め必要となる運輸支局等への許可申請を行うものとする。

⑨ 常用車両及び予備車両は、下記の補償内容以上の保険に加入するものと

する。

対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害	3,000 万円以上

⑩　運行事業者は、常用車両及び予備車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応する。

（６）利用者

①　利用者は、原則としてデマンドバス予約受付センター又は Web 等で利用の予約をしている方で、原則、一人で乗り降り可能な方（介助者が同乗する場合はこの限りでない。）、車椅子で乗降できる方とする。なお、車椅子で利用される場合、車椅子の固定は運転手が行い、予備車両で運行する場合、車椅子の積載は運転手が行うものとする。

②　次に該当する場合は、原則として利用できないものとし、利用を拒否できるものとする。

ア　ペットを同乗させる場合

イ　他の利用者に危害が及ぶおそれがあると判断できる場合

ウ　その他適正な運行を妨げるおそれがあると判断できる場合

（７）乗継券

①　運行事業者は、本庄市交通政策協議会設置要綱（本庄市告示第２２７号）第７条に規定する運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）が別途定める当日１回の乗り継ぎに限り有効な乗継券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、他のデマンドバスの運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し決定する。

②　運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める利用者に対して、乗継券を交付する。

③　運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める利用者の乗り継ぎ時（運賃支払時）に乗継券の回収を行う。

④　運行事業者は、利用者が他のデマンドバス等で交付された乗継券等を提示した際には、回収した乗継券を後払いの金券として扱い、記載事項を確認の上、不備がなければ受領し、運賃協議分科会が別途定める割引等を運賃に反映させる。

⑤　運行事業者は、回収した乗継券を集計し、当該年度の４月分から９月分までについては１０月１５日までに、１０月分から３月分までについては翌年度の４月１５日（１５日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市交通政策協議会に対し乗継券に係る割引額の支払請求を行う。

⑥　乗継券に係る割引額の支払は、請求後速やかに、本庄市交通政策協議会が事業者の指定する金融機関に振り込む。

（８）回数乗車券

① 運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める回数乗車券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、他のデマンドバス等の運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し、決定する。

② 運行事業者は、回数乗車券を販売する。なお、販売方法等詳細な事項は、他のデマンドバス等の運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し、決定する。

（９）運賃（利用料金）

① 運賃の支払方法は、現金及びキャッシュレス決済に対応すること。

② 運賃は、運賃協議分科会が別途定める。なお、運賃の支払は、現金及び回数乗車券、交通系 IC カード等のキャッシュレス決済方式とし、運転手が利用者から直接受け取る、又はキャッシュレス手続を行う。

③ 電子決済に必要な端末は本庄市が運行事業者に貸与するが、決済処理事業者との契約は運行事業者が行う。

④ 受け取った運賃は、全額、運行事業者の収入とする。

⑤ 運行事業者は、運賃等の収受に対し、釣銭の準備をする。

⑥ キャッシュレス決済に必要な手数料等は、運行事業者が経費として処理し、委託料の支払の際に精算する。

(10) 実施報告に関すること

① 運行事業者は、指定した書式を用いて運行日報を作成し、月毎にその写しをまとめ、翌月１５日（１５日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市交通政策協議会事務局に提出する。さらに、月毎の利用者数、運賃収入、乗継券、走行距離等の運行に関する報告書も作成し、同様に翌月１５日までに、本庄市交通政策協議会事務局に提出する。

② 運行事業者は、本庄市交通政策協議会事務局から事業に関する資料等の提供の要求があった場合は、速やかに提出する。

(11) 事業責任者の選任に関すること

① 運行事業者は、事業の責任者として、事業責任者を配置する。

② 事業責任者は、本庄市交通政策協議会事務局との連絡調整を行い、事業を円滑に実施できるよう対応する。

(12) 地域特性の把握

運行事業者は、より安全・円滑に事業を実施できるように、運行区域の道路状況や地理的特性を把握する。

(13) 運行事業の推進に関すること

運行事業者は、事業の趣旨を理解し、本事業を積極的に推進する。

(14) アンケート等への協力

運行事業者は、本庄市又は本庄市交通政策協議会で利用実態等を調査するた

め、車内においてアンケート等を実施する際には、アンケート用紙の配布、回収等を行う。

(15) 打合せ協議

運行事業者は、本庄市交通政策協議会事務局及び本庄市オンデマンド型交通システム受注事業者の三者で定期的な打合せ協議を行う。

9　一般的注意事項

（1）公共交通の意識

運行事業者は、事業を実施するに当たり、公共交通の一つを担うという意識を持ち、利用者の立場にたった対応を心がける。

（2）関係法令の遵守

運行事業者は、事業を実施するに当たり、道路運送法・道路運送法施行令・道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守する。

（3）信義誠実の義務

運行事業者は、信義を重んじて誠実に事業の実施に取り組む。

（4）個人情報の保護等

運行事業者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

（5）貸与物品の取扱い

運行事業者は、本庄市及び本庄市交通政策協議会から借用して使用する物品等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、き損・滅失等をした場合、その原因が運行事業者の故意又は過失によるときは、その修理等に係る費用は運行事業者が負担する。

（6）事業従事者への指導教育

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、デマンドバスの運行に支障を来たさないよう万全を期する。

（7）事故の防止

運行事業者は、事業を実施するに当たり、安全管理を徹底するとともに事故を未然に防止するよう最大限努める。

（8）事故等の報告

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事故、車両故障等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに書面等をもって本庄市交通政策協議会事務局に報告する。

（9）賠償責任

運行事業者は、事業の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、一切の責任を負う。ただし、運行事業者の責によらないものは、

この限りではない。

(10) 苦情等への対応

運行事業者は、デマンドバス利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに苦情の処理について苦情等処理報告書を作成し、速やかに本庄市交通政策協議会事務局へ提出する。

10　数値目標の達成に向けた取組

（１）利用者数

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の利用者数に年間の伸び率１％を乗じた値を目標値として設定し、数値目標の達成に努めるものとする。

（２）満足度

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の満足度で「やや不満・不満」と回答した者の割合が、「満足・やや満足」へ転換するよう努めるものとする。

（３）収支率

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の収支率が現状値以上となるよう、努めるものとする。

11　その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本庄市交通政策協議会と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。

本庄市デマンドバス運行業務委託（④児玉地域標準運行型）仕様書

本仕様書は、本庄市デマンドバス運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1　事業名

本庄市デマンドバス運行業務委託（児玉地域標準運行型）

2　目 的

高齢化の進展に伴い、日常生活を維持していく上で公共交通の重要性が高まっている本庄地域において、駅や主要施設への移動など地域内における移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図るため、利用者の予約に応じ定められた乗降ポイント間を乗り合い移動するデマンドバスを運行することを目的とする。

3　業務期間

契約締結の日から令和１２年３月３１日まで。デマンドバスの運行期間は、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで。

4　委託料の支払

委託料の支払は、契約額を運行年度数で割った年度毎の概算運行経費を算出し、運賃収入等を差し引き、当該概算運行経費を毎年度末に委託料として支払うものとする。

5　運行形態

道路運送法第４条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、路線を定めずに運行する自動車により、運行区域内に設置された乗降ポイント（以下停留所という）間の乗合旅客の運送（区域運行）とする。

6　運行区域

本庄市児玉町（旧本庄市を除く地域）及び「ビッグマーケット」、「本庄早稲田駅北口」に設置する乗降ポイント間。

7　運行台数　１台

8　業務内容

（1）デマンドバス運行準備業務

令和７年４月１日からの運行に向け、デマンドバス運行システムの利用に関する研修等を受講するものとする。

（２）運行手続

運行事業者は、国土交通省関東運輸局等への申請・許認可に関する業務、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る認定・申請に関する業務、運賃を決定するための業務をはじめ、運行を開始するための必要な手続について、運行開始までに遅延無く確実に実施・協力するものとする。なお、運行開始後に必要な手続についても同様とする。

（３）運行方法

事前予約制とし、予約状況に応じて AI が最適な運行ルートを決定する乗合方式で、本庄市が用意するタブレット端末に示される運行ルートに従って、運行区域内に約１６０箇所ある停留所から停留所間の乗合旅客運送を行う。

（４）運行日及び運行時間

① 月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び 12 月 29 日から１月３日は除く。）とする。

② 気象状況等により安全な運行が確保できないと見込まれるときは、運行事業者の判断により運休とすることができる。この場合、運行事業者は、遅滞なく本庄市交通政策協議会事務局及びデマンドバス予約受付センターに報告する。

③ 午前８時（乗車時間）から午後５時（最終降車時間）とする。また、１時間の休憩時間（昼食休憩）を設ける。取得時間については、同区域を運行する車両と協議し決定する。

（５）運行車両

① 運行に使用する車両（以下「常用車両」という。）は、乗車定員１０名のワゴン車両（トヨタハイエース、日産キャラバン、その他これらに類する車両）とし車椅子１台が乗車できるものとする。

② 運行事業者は、車両を取得又は車両リース会社とリース契約を締結し、車両を取得することで、常用車両を使用する。

③ 運行事業者は、常用車両が事故等で使用できない時に運行する車両（以下「予備車両」という。）を用意する。

④ 予備車両は、運行事業者に使用する権利がある乗車定員１１人未満の車両とする。

⑤ 運行事業者は、常用車両に本庄市交通政策協議会が指定したラッピングデザインを行う。また、予備車両については、運行に際しマグネットシート等を用意し、デマンド車両であることが分かるようにする。

⑥ 常用車両及び予備車両は、有償運行を実施するため営業車両とし、一般乗合旅客自動車運送事業で利用できるものとする。

⑦ 業務遂行に必要な各種法令に適合しているものとする。

⑧ 予備車両を含め必要となる運輸支局等への許可申請を行うものとする。

⑨ 常用車両及び予備車両は、下記の補償内容以上の保険に加入するものと

する。

対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害	3,000 万円以上

⑩　運行事業者は、常用車両及び予備車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応する。

（６）利用者

①　利用者は、原則としてデマンドバス予約受付センター又は Web 等で利用の予約をしている方で、原則、一人で乗り降り可能な方（介助者が同乗する場合はこの限りでない。）、車椅子で乗降できる方とする。なお、車椅子で利用される場合、車椅子の固定は運転手が行い、予備車両で運行する場合、車椅子の積載は運転手が行うものとする。

②　次に該当する場合は、原則として利用できないものとし、利用を拒否できるものとする。

ア　ペットを同乗させる場合

イ　他の利用者に危害が及ぶおそれがあると判断できる場合

ウ　その他適正な運行を妨げるおそれがあると判断できる場合

（７）乗継券

①　運行事業者は、本庄市交通政策協議会設置要綱（本庄市告示第２２７号）第７条に規定する運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）が別途定める当日１回の乗り継ぎに限り有効な乗継券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、他のデマンドバスの運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し決定する。

②　運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める利用者に対して、乗継券を交付する。③　運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める利用者の乗り継ぎ時（運賃支払時）に乗継券の回収を行う。

④　運行事業者は、利用者が他のデマンドバス等で交付された乗継券等を提示した際には、回収した乗継券を後払いの金券として扱い、記載事項を確認の上、不備がなければ受領し、運賃協議分科会が別途定める割引等を運賃に反映させる。

⑤　運行事業者は、回収した乗継券を集計し、当該年度の４月分から９月分までについては１０月１５日までに、１０月分から３月分までについては翌年度の４月１５日（１５日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市交通政策協議会に対し乗継券に係る割引額の支払請求を行う。

⑥　乗継券に係る割引額の支払は、請求後速やかに、本庄市交通政策協議会が事業者の指定する金融機関に振り込む。

（８）回数乗車券

① 運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める回数乗車券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、他のデマンドバス等の運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し、決定する。

② 運行事業者は、回数乗車券を販売する。なお、販売方法等詳細な事項は、他のデマンドバス等の運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し、決定する。

（９）運賃（利用料金）

① 運賃の支払方法は、現金及びキャッシュレス決済に対応すること。

② 運賃は、運賃協議分科会が別途定める。なお、運賃の支払は、現金及び回数乗車券、交通系 IC カード等のキャッシュレス決済方式とし、運転手が利用者から直接受け取る、又はキャッシュレス手続を行う。

③ 電子決済に必要な端末は本庄市が運行事業者に貸与するが、決済処理事業者との契約は運行事業者が行う。

④ 受け取った運賃は、全額、運行事業者の収入とする。

⑤ 運行事業者は、運賃等の収受に対し、釣銭の準備をする。

⑥ キャッシュレス決済に必要な手数料等は、運行事業者が経費として処理し、委託料の支払の際に精算する。

(10) 実施報告に関すること

① 運行事業者は、指定した書式を用いて運行日報を作成し、月毎にその写しをまとめ、翌月１５日（１５日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市交通政策協議会事務局に提出する。さらに、月毎の利用者数、運賃収入、乗継券、走行距離等の運行に関する報告書も作成し、同様に翌月１５日までに、本庄市交通政策協議会事務局に提出する。

② 運行事業者は、本庄市交通政策協議会事務局から事業に関する資料等の提供の要求があった場合は、速やかに提出する。

(11) 事業責任者の選任に関すること

① 運行事業者は、事業の責任者として、事業責任者を配置する。

② 事業責任者は、本庄市交通政策協議会事務局との連絡調整を行い、事業を円滑に実施できるよう対応する。

(12) 地域特性の把握

運行事業者は、より安全・円滑に事業を実施できるように、運行区域の道路状況や地理的特性を把握する。

(13) 運行事業の推進に関すること

運行事業者は、事業の趣旨を理解し、本事業を積極的に推進する。

(14) アンケート等への協力

運行事業者は、本庄市又は本庄市交通政策協議会で利用実態等を調査するため、車内においてアンケート等を実施する際には、アンケート用紙の配布、

回収等を行う。

(15) 打合せ協議

運行事業者は、本庄市交通政策協議会事務局及び本庄市オンデマンド型交通システム受注事業者の三者で定期的な打合せ協議を行う。

9　実証実験への協力

運行事業者は、日曜日の運行への利用者ニーズ把握のための運行実証実験について協力するものとし、運行に必要な手続等についても実施・協力する。運行日については、令和７年度、令和８年度に各８日とし日程については、本庄市交通政策協議会と運行事業者で別途協議する。

10　一般的注意事項

（１）公共交通の意識

運行事業者は、事業を実施するに当たり、公共交通の一つを担うという意識を持ち、利用者の立場にたった対応を心がける。

（２）関係法令の遵守

運行事業者は、事業を実施するに当たり、道路運送法・道路運送法施行令・道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守する。

（３）信義誠実の義務

運行事業者は、信義を重んじて誠実に事業の実施に取り組む。

（４）個人情報の保護等

運行事業者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

（５）貸与物品の取扱い

運行事業者は、本庄市及び本庄市交通政策協議会から借用して使用する物品等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、き損・滅失等をした場合、その原因が運行事業者の故意又は過失によるときは、その修理等に係る費用は運行事業者が負担する。

（６）事業従事者への指導教育

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、デマンドバスの運行に支障を来たさないよう万全を期する。

（７）事故の防止

運行事業者は、事業を実施するに当たり、安全管理を徹底するとともに事故を未然に防止するよう最大限努める。

（８）事故等の報告

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事故、車両故障等が発生した場合

は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに書面等をもって本庄市交通政策協議会事務局に報告する。

（９）賠償責任

運行事業者は、事業の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、一切の責任を負う。ただし、運行事業者の責によらないものは、この限りではない。

(10) 苦情等への対応

運行事業者は、デマンドバス利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに苦情の処理について苦情等処理報告書を作成し、速やかに本庄市交通政策協議会事務局へ提出する。

11　数値目標の達成に向けた取組

（１）利用者数

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の利用者数に年間の伸び率１％を乗じた値を目標値として設定し、数値目標の達成に努めるものとする。

（２）満足度

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の満足度で「やや不満・不満」と回答した者の割合が、「満足・やや満足」へ転換するよう努めるものとする。

（３）収支率

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の収支率が現状値以上となるよう、努めるものとする。

12　その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本庄市交通政策協議会と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。

本庄市シャトルバス運行業務委託仕様書

本仕様書は、本庄市シャトルバス運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1　事業名

本庄市シャトルバス運行業務委託

2　目 的

本庄市の将来都市構造において拠点となる「本庄駅周辺」と「本庄早稲田駅周辺」を結ぶ「拠点連携軸」として、本庄駅、本庄早稲田駅間を結ぶシャトルバスを運行することを目的とする。

3　業務期間

契約締結の日から令和１２年３月３１日まで。シャトルバスの運行期間は、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで。

4　委託料の支払

委託料の支払は、契約額を運行年度数で割った年度毎の概算運行経費を算出し、運賃収入等を差し引き、当該概算運行経費を毎年度末に委託料として支払うものとする。

5　運行形態

道路運送法第４条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、路線を定め、時刻表に基づいて運行する自動車による乗合旅客の運送（路線定期運行）とする。

6　運行路線

ＪＲ高崎線本庄駅南口駅前広場に設置する停留所とＪＲ上越・北陸新幹線本庄早稲田駅北口駅前広場に設置する停留所間を往復する路線とし、経路は本庄市交通政策協議会が別途定め、経路上の停留所は、運行事業者と本庄市が協議し、決定する。なお、停留所は、本庄市が設置する。

7　運行台数　１台

8　業務内容

（１）運行手続

運行事業者は、国土交通省関東運輸局等への申請・許認可に関する業務、地

域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る認定・申請に関する業務、運賃を決定するための業務をはじめ、運行を開始するための必要な手続について、運行開始までに遅延無く確実に実施・協力するものとする。なお、運行開始後に必要な手続についても同様とする。

（２）運行方法

① 運行事業者は、時刻表に基づき、円滑な運行を実施する。

② 運行事業者は、運行する車両の中に、路線図、運賃等の運行に係る情報を掲示する。

（３）運行日及び運行時間

① 毎日

② 気象状況等により安全な運行が確保できないと見込まれるときは、運行事業者の判断により運休とすることができる。この場合、運行事業者は、遅滞なく本庄市交通政策協議会事務局に報告する。

③ 午前９時から午後７時までとする。なお、時刻表は、運行事業者と本庄市が協議し、決定することとし、利用状況を確認しながら、利便性の向上に向けた定期的な見直しを行う。

（４）運行車両

① 運行に使用する車両（以下「常用車両」という。）及び常用車両が事故等で使用できない時に運行する車両（以下「予備車両」という。）は、乗車定員１０名のワゴン車両（トヨタハイエース、日産キャラバン、その他これらに類する車両）とし車椅子１台が乗車できるものとする。

② 運行事業者は、車両を取得又は車両リース会社とリース契約を締結し、車両を取得することで、常用車両及び予備車両を使用する。

③ 運行事業者は、常用車両及び予備車両に本庄市交通政策協議会が指定したラッピングデザインを行う。

④ 常用車両及び予備車両は、有償運行を実施するため営業車両とし、一般乗合旅客自動車運送事業で利用できるものとする。

⑤ 業務遂行に必要な各種法令に適合しているものとする。

⑥ 予備車両を含め必要となる運輸支局等への許可申請を行うものとする。

⑦ 常用車両及び予備車両は、下記の補償内容以上の保険に加入するものとする。

対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害	3,000 万円以上

⑧ 運行事業者は、常用車両及び予備車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応する。

（５）利用者

① 利用者は、原則、一人で乗り降り可能な方（介護者が同乗する場合はこ

の限りでない。)、車椅子で乗降できる方とする。なお、車椅子で利用される場合、車椅子の固定は運転手が行うものとする。

② 次に該当する場合は、原則として利用できないものとし、利用を拒否できるものとする。

ア ペットを同乗させる場合

イ 他の利用者に危害が及ぶおそれがあると判断できる場合

ウ その他適正な運行を妨げるおそれがあると判断できる場合

（６）乗継券

① 運行事業者は、本庄市交通政策協議会設置要綱（本庄市告示第２２７号）第７条に規定する運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）が別途定める当日１回の乗り継ぎに限り有効な乗継券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、デマンドバスの運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し決定する。

② 運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める利用者に対して、乗継券を交付する。

③ 運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める利用者の乗り継ぎ時（運賃支払時）に乗継券の回収を行う。

④ 運行事業者は、利用者がデマンドバス等で交付された乗継券等を提示した際には、回収した乗継券を後払いの金券として扱い、記載事項を確認の上、不備がなければ受領し、運賃協議分科会が別途定める割引等を運賃に反映させる。

⑤ 運行事業者は、回収した乗継券を集計し、当該年度の４月分から９月分までについては１０月１５日までに、１０月分から３月分までについては翌年度の４月１５日（１５日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市交通政策協議会に対し乗継券に係る割引額の支払請求を行う。

⑥ 乗継券に係る割引額の支払は、請求後速やかに、本庄市交通政策協議会が事業者の指定する金融機関に振り込む。

（７）回数乗車券

① 運行事業者は、運賃協議分科会が別途定める回数乗車券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、デマンドバスの運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し、決定する。

② 運行事業者は、回数乗車券を販売する。なお、販売方法等詳細な事項は、デマンドバスの運行事業者及び本庄市交通政策協議会と協議し、決定する。

（８）運賃（利用料金）

① 運賃の支払方法は、現金及びキャッシュレス決済に対応すること。

② 運賃は、運賃協議分科会が別途定める。なお、運賃の支払は、現金及

び回数乗車券及び交通系 IC カード等のキャッシュレス決済とし、運転手が利用者から直接受け取る、又はキャッシュレス手続を行う。

③ 電子決済に必要な端末は運行事業者が用意し、決済処理事業者との契約は運行事業者が行う。

④ 受け取った運賃は、全額、運行事業者の収入とする。

⑤ 運行事業者は、運賃等の収受に対し、釣銭の準備をする。

⑥ キャッシュレス決済に必要な手数料等は、運行事業者が経費として処理し、委託料の支払の際に精算する。

（９）実施報告に関すること

① 運行事業者は、指定した書式を用いて運行日報を作成し、月毎にその写しをまとめ、翌月１５日（１５日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市交通政策協議会事務局に提出する。さらに、月毎の利用者数、運賃収入、乗継券、走行距離等の運行に関する報告書も作成し、同様に翌月１５日までに、本庄市交通政策協議会事務局に提出する。

② 運行事業者は、本庄市交通政策協議会事務局から事業に関する資料等の提供の要求があった場合は、速やかに提出する。

(10) 事業責任者の選任に関すること

① 運行事業者は、事業の責任者として、事業責任者を配置する。

② 事業責任者は、本庄市交通政策協議会事務局との連絡調整を行い、事業を円滑に実施できるよう対応する。

(11) 地域特性の把握

運行事業者は、より安全・円滑に事業を実施できるように、運行区域の道路状況や地理的特性を把握する。

(12) 運行事業の推進に関すること

運行事業者は、事業の趣旨を理解し、本事業を積極的に推進する。

(13) アンケート等への協力

運行事業者は、本庄市又は本庄市交通政策協議会で利用実態等を調査するため、車内においてアンケート等を実施する際には、アンケート用紙の配布、回収等を行う。

(14) 打合せ協議

運行事業者は、本庄市交通政策協議会事務局及び本庄市オンデマンド型交通システム受注事業者の三者で定期的な打合せ協議を行う。

９　一般的注意事項

（１）公共交通の意識

運行事業者は、事業を実施するに当たり、公共交通の一つを担うという意識を持ち、利用者の立場にたった対応を心がける。

（２）関係法令の遵守

運行事業者は、事業を実施するに当たり、道路運送法・道路運送法施行令・道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守する。

（３）信義誠実の義務

運行事業者は、信義を重んじて誠実に事業の実施に取り組む。

（４）個人情報の保護等

運行事業者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

（５）貸与物品の取扱い

運行事業者は、本庄市及び本庄市交通政策協議会から借用して使用する物品等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、き損・滅失等をした場合、その原因が運行事業者の故意又は過失によるときは、その修理等に係る費用は運行事業者が負担する。

（６）事業従事者への指導教育

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、シャトルバスの運行に支障を来たさないよう万全を期する。

（７）事故の防止

運行事業者は、事業を実施するに当たり、安全管理を徹底するとともに事故を未然に防止するよう最大限努める。

（８）事故等の報告

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事故、車両故障等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに書面等をもって本庄市交通政策協議会事務局に報告する。

（９）賠償責任

運行事業者は、事業の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、一切の責任を負う。ただし、運行事業者の責によらないものは、この限りではない。

(10) 苦情等への対応

運行事業者は、シャトルバス利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに苦情の処理について苦情等処理報告書を作成し、速やかに本庄市交通政策協議会事務局へ提出する。

10　数値目標の達成に向けた取組

（１）利用者数

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の利用者数に年間の伸び率１％を乗じた値を目標値とし

て設定し、数値目標の達成に努めるものとする。

（２）満足度

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の満足度で「やや不満・不満」と回答した者の割合が、「満足・やや満足」へ転換するよう努めるものとする。

（３）収支率

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の収支率が現状値以上となるよう、努めるものとする。

（４）認知度

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和３年度）の認知度で「知らない」と回答した者の割合が、「知っている」へ転換するよう努めるものとする。

11　その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本庄市交通政策協議会と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。